

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年9月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 〇〇 関東信越（東京）（受）第 2300071 号
厚生局事案番号 〇〇 関東信越（東京）（厚）第 2300089 号

第 1 結論

1 請求者の A 社における令和 2 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和 2 年 1 月から同年 4 月までの標準報酬月額については 26 万円から 28 万円とする。

令和 2 年 1 月から同年 4 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 その余の請求期間（令和 2 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間）については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和 2 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 令和 2 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されている。また、請求期間②の標準報酬月額は、訂正されたものの保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。調査の上、請求期間①及び②の記録を年金額に反映するよう訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、A 社の事業主から提出された賃金台帳、請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構の回答により、事業主から届出されるべき資格取得時に係る報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に基づく標準報酬月額（28 万円）は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額（26 万円）を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月

額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合である。

以上のことから、賃金台帳、給与明細書及び請求者から提出された令和2年分給与所得の源泉徴収票により推認できる請求期間①に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（26万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（26万円）と同額であることから厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないものの、賃金台帳、給与明細書及び日本年金機構の回答により判断できる本来の報酬月額に基づく標準報酬月額（28万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）を上回っていることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された給与明細書及び日本年金機構の回答により、本来の報酬月額に基づく標準報酬月額（34万円）は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額（20万円）を上回っていることが認められる。

一方、上述のとおり、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合であるところ、給与明細書及び令和2年分給与所得の源泉徴収票により推認できる請求期間②に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（20万円）と同額であることが確認できる。

また、給与明細書及び日本年金機構の回答により、事業主から届出されるべき請求期間②に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は34万円であることが認められるところ、当該標準報酬月額は、既に厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。